

第5章 環境保全のための措置

第5章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために種々の環境保全のための措置を講じる計画である。

環境保全のための措置の内容を表5-1(1)～(5)に示す。

表5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
大気	大気質	建設機械の稼働(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。 建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等に十分に配慮する。 建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう、工事管理業者が指導を行う。 工事の始業前には、建設機械の点検を行い、整備不良・劣化等による排出ガス性能の低下を防止する。 工事に伴う粉じんを防止するため、必要に応じて散水等を行う。
		工事用車両の走行(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を工事管理業者が行う。 工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 工事の始業前には、工事用車両の点検を行い、整備不良・劣化等による排出ガス除去性能の低下を防止する。 工事用車両(通勤車両)については、利用台数の抑制を図るため工事業者への相乗りを促す。 工事用車両については、川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。
		施設関連車両の走行(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく指定荷主として、本事業についてもこれまでと同様に、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的な使用など「環境配慮行動要請書」を運搬にかかわる事業者に対して提供し、環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請する。 特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 施設関連車両に対して、整備不良・劣化等による排出ガス除去性能の低下を防止するため、掲示板等により整備、点検を徹底するよう注意喚起を図る。 従業員の通勤には自家用車は原則使用せず、公共交通機関を使用する。 川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。

表 5-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
大気	悪臭	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 生産工程から発生する悪臭は、バグフィルター（ろ過式集塵機）で捕集・除去した後、活性炭吸着にて脱臭処理を行う。 定期的に処理設備（バグフィルター、活性炭フィルター）の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による処理機能の低下を防止する。 定期的に排出口でのモニタリングを行うこととし、測定を行うための採取口を設ける。 現在川崎事業所敷地境界付近で継続して実施している臭気のモニタリング調査について、計画施設の供用後は、既存施設も含めた排出状況や調査時の気象状況を勘案のうえ調査を行っていく。
土	土壌汚染	工事等の影響（工事中）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の建設に際して、汚染土壌が確認された場合には、その影響を回避・低減するために、以下のような措置を講ずる。 汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。 汚染土壌を搬出する場合には、運搬中の荷崩れや飛散防止の対策を講じるとともに、運搬車両のタイヤ・車体を搬出前に洗浄する。 作業員の長靴等に付着した汚染土を場外に拡散させないように、洗浄等を行う。 特定有害物質等の飛散等を防止するため、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じる。
緑	緑の質	緑の回復育成	<ul style="list-style-type: none"> 緑化地の土壌は、必要土壌量を上回る量の土壌を確保して植栽基盤を整備する。なお、計画地では土壌還元反応が確認されていることから、土壌の還元化に対応する良質な土壌を客土として使用する。 植栽基盤の整備にあたっては、透水シート等により客土と既存の土壌との攪拌を防止する。 樹木の維持管理計画を定め、適切な時期に剪定、刈り込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
	緑の量	緑の回復育成	<ul style="list-style-type: none"> 味の素(株)川崎事業所では敷地の東側にまとまった緑地を整備する構想があり、本事業における緑化地もこの一部とし、事業所全体として周辺環境との調和を図れるような緑の構成とする。 樹木の維持管理計画を定め、適切な時期に剪定、刈り込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。 川崎事業所全体での現況の緑化率は約11%となっており、更に緑化率の向上に努める。
騒音・振動・低周波音	騒音	建設機械の稼働（工事中）	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するとともに、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等に十分に配慮する。 建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう、工事管理業者が指導を行う。 工事の始業前に建設機械の点検を行い、整備不良・劣化等による騒音を防止する。 計画地の敷地境界には、騒音計を設置し、工事期間中、連続してモニタリングを行う。 土曜・祝日に工事を行う場合には、極力騒音の発生の少ない作業を行う。

表 5-1(3) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響 要因	環境保全のための措置の内容
騒音・振動・低周波音	工事用車両の走行 (工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を工事管理業者が行う。 ・工事の始業前に工事用車両の点検を行い、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止する。 ・工事用車両(通勤車両)については、利用台数の抑制を図るため工事業者への相乗りを促す。 ・川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。
	施設の稼働 (供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器及び空気圧縮機等は室内に設置するとともに、労働安全の観点から室内の騒音低減が必要な場合には、追加の防音対策を講じる。 ・屋外に設置する冷却塔等の設備機器は、できる限り川崎事業所の敷地境界から離れた場所に配置する。 ・定期的に設備機器等の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止する。
	施設関連 車両の走行 (供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく指定荷主として、本事業についてもこれまでと同様に、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的な使用など「環境配慮行動要請書」を運搬にかかわる事業者に対して提供し、環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請する。 ・施設関連車両に対して、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止するため、掲示板等により整備、点検を徹底するよう運転者の注意喚起を図る。 ・従業員の通勤には自家用車は原則使用せず、公共交通機関を使用する。 ・川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。
	建設機械の 稼働 (工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等に十分に配慮する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう、工事管理業者が指導を行う。 ・工事の始業前に建設機械の点検を行い、整備不良・劣化等による振動を防止する。 ・計画地の敷地境界には、振動計を設置し、工事期間中、連続してモニタリングを行う。
	振 動	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を工事管理業者が行う。 ・工事の始業前に工事用車両の点検を行い、整備不良・劣化等による振動の上昇を防止する。 ・工事用車両については、川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。

表 5-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
騒音・振動・ 低周波音	振動	施設関連車両の走行(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・ 施設関連車両に対して、整備不良・劣化等による振動の上昇を防止するため、掲示板等により整備、点検を徹底するよう運転者の注意喚起を図る。 ・ 従業員の通勤には自家用車は原則使用せず、公共交通機関を使用する。 ・ 川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。
	一般廃棄物	施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、適切な規模の廃棄物保管場所で分別保管する。 ・ 段ボール、紙類などの再資源化が可能なものは極力再資源化を行う。 ・ 従業員に対して掲示板、貼り紙等により、廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行う。
廃棄物等	産業廃棄物	工事等の影響(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用資材は、できる限り再使用することにより、廃棄物の発生量を低減する。 ・ 発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて適切な業者に委託することにより極力資源化を行う。 ・ 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。
		施設の稼働(供用時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ搬送し、分別のうえ保管する。 ・ 肥料や路盤材等の資源として産業廃棄物の有効利用を図る。 ・ 新しい設備を導入することで、製品切替時のクリーニングで発生する廃棄物の低減を図る。
	建設発生土	工事等の影響(工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用する。 ・ 建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用する。 ・ 再利用が困難な建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。
構造物の影響	景観	建築物等の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画建物は、周辺環境に溶け込む色彩にするなど、デザインや色彩、仕上げ等に配慮を行う。 ・ 川崎市都市景観条例、川崎市景観計画及び多摩川景観形成ガイドライン等に基づき、デザインや色彩等の配慮を行う。

表 5-1(5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
地域社会	地域交通 (交通混雑、交通安全)	工事用車両の走行 (工事中)	<p>(ア) 工事用車両の走行に係る交通流への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の時間に集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 ・工事用車両(通勤車両)については、利用台数の抑制を図るため工事業者への相乗りを促す。 ・工事用車両については、川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用する。 <p>(イ) 工事用車両の走行に係る交通安全への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両(大型車)の運転者とともに、工事関係者の通勤車両等(小型車)の運転者に対しても、路上駐車禁止や交通ルールの順守、通学する児童・生徒を含む歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。 ・工事用車両等(大型車)の交通経路は、十分な道路幅員が確保され、歩道等が整備されている国道409号、市道鈴木町1号線及び市道中瀬1号線を使用する。 ・工事用車両等(大型車)の出入り口となる物流門付近に配置している交通誘導員に対して、通学する児童・生徒に対する安全面にも配慮するよう指導する。
	地域交通 (交通混雑、交通安全)	施設関連車両の走行 (供用時)	<p>(ア) 施設関連車両の走行に係る交通流への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の集中が発生しないよう配車の計画を行う。 ・従業員の通勤には自家用車は原則使用せず、公共交通機関を使用する。 ・川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用する。 <p>(イ) 施設関連車両の走行に係る交通安全への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の運転者に対して、交通ルールの順守、通学する児童・生徒を含む歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。 ・施設関連車両の出入り口となる物流門付近に配置している交通誘導員に対して、通学する児童・生徒に対する安全面にも配慮するよう指導する。

環境影響 評価項目	環境影響 要因	環境保全のための措置の内容
温室効果ガス	施設の稼働	<p>ア 生産設備関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、蒸気については、川崎事業所内にある既存のコージェネレーションシステム等から供給を受け、温室効果ガスの排出の少ないエネルギー源を使用する。 ・ICT等の先端技術を活用した設備稼働状況の監視システムによる生産設備の効率的な稼働により、エネルギー使用量の削減を図る。 ・新たに導入する生産設備については、高効率なものを採用する。 ・冷媒保有設備の新規導入時は、できる限り温暖化係数の低い新冷媒を使用する設備を導入する。 <p>イ 空調設備関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の選定にあたって高効率なものを採用し、電力使用量の削減を図る。 ・計画建物を幾つかのゾーンに分けて空調設備を導入し、効率的な運用を図る。 ・事務所エリアや製品製造エリアは、それぞれに設定温度等を定めて、過度な冷房・暖房を控える。 <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明などの高効率照明機器を採用する。 ・トイレ等の照明については、人感センサーを導入し、電力の節減を図る。 ・蒸気の配管からの放熱を低減するため、断熱材（保温材）を設置する。